

## 最先端研究開発戦略的強化事業運用基本方針(改訂案)

平成 22 年 4 月 27 日  
平成 23 年 月 日改訂  
総合科学技術会議

総合科学技術会議は、平成 22 年度一般会計予算に計上された最先端研究開発戦略的強化費補助金に基づく支援策の名称を「最先端研究開発戦略的強化事業」とし、当該事業に係る運用に関して以下の基本方針を決定する。

### 1. 最先端研究開発支援プログラムの加速・強化

#### (1) 事業目的

世界をリードし、世界のトップを目指す研究開発を通じて、我が国の中長期的な国際競争力の強化等を目指す「最先端研究開発支援プログラム」を加速・強化する。平成 22 年度においては、100 億円程度の助成(以下「強化事業」という。)を行う。

#### (2) 事業内容

「最先端研究開発支援プログラムの対象となる中心研究者及び研究課題について」(平成 21 年 9 月 4 日 総合科学技術会議決定)で決定された中心研究者・研究課題の研究開発を一層加速・強化するために、

- ① 95 億円程度を当該中心研究者・研究課題の研究開発の加速・強化
- ② 5 億円程度を国際シンポジウム等最先端研究開発支援プログラム全般及び当該中心研究者・研究課題の研究内容を広く公開する活動

に対してそれぞれ助成を行う。

#### (3) 実施方法

##### ① 実施体制

ア) 本基本方針の他、強化事業の運用に関して必要な事項は、科学技術政策担当大臣、科学技術政策を担当する内閣府副大臣及び内閣府大臣政務官(なお、内閣官房副長官が内閣府の事務のうち科学技術政策に参画する場合、当該内閣官房副長官を含む。)、並びに総合科学技術会議の議員のうち内閣府設置法(平成11年法律第89号)第29条第1項第5号及び第6号に掲げる者による最先端研究開発支援推進会議(以下「推進会議」という。)を開催し、決定する。推進会議における検討状況は、適宜総合科学技術会議に報告する。

イ) 対象となる中心研究者・研究課題及び助成額については、推進会議による検討を経て、総合科学技術会議が決定する。

ウ) 強化事業に係る評価は、推進会議が実施する。

エ) 推進会議の活動に係る事務は、内閣府科学技術政策担当部局が担当する。

## ②選定の手続き

### ア) 推進会議による決定案の作成

#### 1) 研究開発の加速・強化

推進会議は、中心研究者・研究課題の研究費総額の査定を通じて得られた知識に基づき、加速・強化が必要な中心研究者・研究課題に重点的に配分するための助成額の決定案を作成する。

#### 2) 研究内容を広く公開する活動

推進会議は、最先端研究開発支援プログラム全体及び中心研究者・研究課題の研究内容を広く公開する活動について提案を募り、対象となる活動及び助成額の決定案を作成する。

### イ) 総合科学技術会議による決定・意見具申

総合科学技術会議は、推進会議が作成した上記1)、2)の決定案に基づき最終決定を行い、関連する事項を取りまとめ、文部科学大臣に意見具申を行う。

## (4) 評価

推進会議は、最先端研究開発支援プログラムのフォローアップ及び評価に併せて、強化事業の評価を行い、当該内容を総合科学技術会議に報告する。

## 2. 若手・女性研究者が活躍する研究基盤等の強化

### 事業目的

若手・女性研究者による研究開発への支援を行う「最先端・次世代研究開発支援プログラム」(以下、「次世代プログラム」という。)を補完し、グリーン・イノベーション及びライフ・イノベーションを中心に、基礎研究から出口を見据えた研究開発を行う最先端の研究設備の整備・運用に必要な支援を行うとともに、海外への若手研究者派遣の支援を行い、「頭脳循環」の実現による研究開発力の強化を図る。平成 22 年度においては、300 億円程度の助成を行う。

なお、本基本方針において、若手研究者とは次世代プログラムにおける年齢要件を満たす者とする。

### 2-1. 頭脳循環を促す世界水準の研究設備の整備

#### (1) 事業内容

国際的な頭脳循環の実現に向け、国内外の若手研究者を惹きつける研究基盤の整備を強化・加速するため、研究ポテンシャルが高い研究拠点において、最先端の研究成果の創出が期待できる設備を整備するとともに、運用に必要な支援を行う。

## (2) 支援対象

### ① 対象機関

日本国内の大学、大学共同利用機関法人及び独立行政法人であって、以下の2要件をすべて満たす研究機関。

- ・最先端の研究活動を実施していること又は実施しうるポテンシャルを有していること
- ・健全な財務基盤を有すること

### ② 支援対象とする研究設備

以下の2つのテーマにおける課題の解決に資する研究開発を中心とする研究基盤となる設備であって、1年～3年で整備できるものを対象とする。なお、補助金の一定割合(事業費ベースで4割以下を目安)については、以下の2つのテーマ以外からも選定できることとする。

#### ア) 科学・技術によるグリーン・イノベーションの推進

グリーン・イノベーションでは、環境・資源・エネルギー・食料分野にこだわることなく、基礎研究から出口を見据えた研究開発まで、地球温暖化を克服し、持続的な発展が可能な社会の実現を目的とした挑戦的な研究開発を幅広く推進。

#### イ) 科学・技術によるライフ・イノベーションの推進

ライフ・イノベーションでは、生命機能や疾患原因の解明等の基礎研究から出口を見据えた研究開発まで、健康社会の実現を目的とした挑戦的な研究開発を幅広く推進。

### ③ 対象経費

研究設備の設置及びその運用に必要な経費を対象とする。運用に必要な経費については、若手・女性研究者が本補助金により整備された研究設備を利用して研究を行う場合の研究費を含めることができる。

### ④ 支援期間

研究設備を整備する期間(最大3年間)

## (3) 選定

### ① 選定の観点

- 科学技術外交への貢献、中長期的な成長戦略への貢献など、政策的に重要であること。
- 本補助金により整備される設備により、グリーン・イノベーション、ライフ・イノベーションを中心として、国際水準の研究拠点の整備を加速させ、国際的な研究拠点の構築が期待できるものであること。

○国内外の若手研究者を惹きつけ、切磋琢磨する研究環境を構築できること。その際、外部の研究者が利用できるよう配慮されていること。

○地域の特性を活かした研究テーマについては、選定において配慮すること。

## ②選定の手続

文部科学省は、本補助金を助成する研究テーマ、研究機関、補助額等を取りまとめた事業計画案を作成し、推進会議の了承を得た上で、決定する。

また、文部科学省は事業計画を決定した後、その結果を総合科学技術会議に報告するものとする。

## ③透明性の確保

本補助金は競争的資金ではないが、選定に当たっては、第一線の研究者や学術関係機関からの意見聴取を行うなど多様な意見を反映させるとともに、選定過程を公開するなど、その透明性を確保するものとする。

また、導入する研究設備についての必要性や価格の妥当性等についても十分配慮するものとする。

## (4)評価

文部科学省は、支援期間終了後、各研究テーマの特徴を踏まえつつ、(3)①に掲げる各観点について評価を実施するものとする。この場合、支援の対象となった機関が行う自己評価を踏まえて行うことを基本とする。

## 2-2. 頭脳循環を活性化する海外への若手研究者派遣

### (1)事業内容

若手研究者が世界水準の研究に触れ、世界中の様々な課題に挑戦する機会を拡大するとともに、海外の大学等研究機関との研究ネットワークを強化することを目的として、優れた国際共同研究に携わる若手研究者の海外派遣を支援する。これにより、我が国の科学技術の振興のための国際的な頭脳循環の活性化を図る。

### (2)支援対象

#### ①対象機関

日本国内の大学、大学共同利用機関法人、独立行政法人、民間団体のうち、文部科学省科学研究費補助金の応募資格を有する機関

#### ②対象者

若手研究者(大学等が若手研究者(1名以上)を選抜し、海外の研究機関等に派遣)

③派遣期間

1～3年間程度

④対象経費

渡航費、滞在費、国際共同研究等に必要な研究費等の経費

**(3) 審査・選定**

幅広い分野の外部有識者から構成される「国際企画委員会(仮称)」において、派遣先の相手国・地域別に応じて重要な研究分野などに関する派遣戦略を策定する。当該戦略を踏まえ、実施機関を募り、同委員会の下に設置する審査会で以下のような観点から審査・選定を行う。

○派遣先機関との研究協力関係

○共同研究に参画する研究者の研究業績、応募された研究計画の内容